

徳島市ホームページ広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、徳島市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する民間事業者等のバナーの表現について、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、徳島市民間広告事業実施要綱に規定する事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(市ホームページとの区別)

第3条 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が市の事業であると錯誤するおそれのある表現は禁止とする。

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとるとともに、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどにより、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度について、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成31年3月18日から施行する。